

峰山都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成16年5月

京都府

《目 次》

1	都市計画の目標	・ ・ ・ ・ 1
2	区域区分の有無及び方針	・ ・ ・ ・ 2
3	土地利用の方針	・ ・ ・ ・ 3
4	都市施設の方針	・ ・ ・ ・ 4
5	市街地開発事業の方針	・ ・ ・ ・ 7
6	自然環境の整備又は保全に関する方針	・ ・ ・ ・ 8
付	図	

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

本区域は、豊かな自然に囲まれ、城下町・丹後ちりめん発祥の地としての歴史と伝統を受け継ぎ、農業、商業、織物業、機械金属工業など各産業がバランスよく発達し、広域的には政治・経済・文化等、丹後地域の中心的役割を担う都市として、京阪神大都市圏や周辺地域との多様な交流で発展してきた。こうした中、京都縦貫自動車道などの広域交通網の整備や公共下水道などの生活基盤整備が進められ、利便性の向上と日常生活圏の改善が進み、立地特性を活かした都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては自然と歴史をいかしたやすらぎ、ふれあい交流圏の中核的都市として、自然環境及び農業的土地利用との整合を図り計画的・合理的な土地利用の実現と効果的な都市基盤整備により秩序ある都市の形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを図る。

他都市地域との広域的な連携と交流を推進する都市づくり

地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり

環境への負荷の低減を図る環境にやさしい都市づくり

だれもが安心・安全で健やかに暮らすことができる良好な住宅・住環境のある都市づくり

都市基盤等これまでに培ってきた成果を活かした都市づくり

中心市街地の賑わいと広域交流拠点のある都市づくり

広域交通網の整備を活かした産業基盤のある自立した都市づくり

住民、民間、行政等の協働による魅力ある地域社会を実現する都市づくり

自然及び歴史的環境の保全・活用や美しい田園景観のある都市づくり

(2) 区域の将来像

本区域は、丹後地域の中央に位置し、区域の中心に市街地とその周辺に広がる農業地域と山林などの自然地域により形成されている。市街地は、古くからの丹後地域の業務・商業・地域産業の拠点として、諸機能の集積により都市サービス機能が図られている。

一方、地域産業の低迷と人口減少により、都市活力が低下しているため、さらなる広域的業務や公益的関連サービス機能の集積や農業・自然地域における営農環境や観光・レクリエーションなどの交流機能の充実を図り、区域の一体的なまちづくりが必要とされる。

今後は、広域交通網の整備に伴う京阪神地域との時間距離の短縮により、大都市圏や周辺地域との交流・連携を強化することにより、地域産業の活性化や都市的サービス機能の集積・再生を促進し、賑わいと活力のある都市活動が期待される。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

地域資源を活かした個性ある都市

豊かな自然環境、季節に応じた観光資源、羽衣伝説や丹後ちりめんの伝統産業などの地域資源が豊かである。これらの個性的な地域資源を住民と共に再発見・活用し、交流拠点の区域内連携の推進により交流機能の向上を図り、個性的で魅力的な交流都市を目指す。

中心市街地の賑わいと活力ある都市

鳥取豊岡宮津道路などの広域交通網や道路などの都市基盤整備効果を活かして、京阪神大都市圏や周辺地域との交流を促進し、交流・都市サービス機能の向上や既存商店街の活性化などによる都市の再生・再構築を図り、丹後地域の都市サービス機能を担う賑わいある中心市街地の形成を目指す。

自然や歴史にふれあいができる都市

緑豊かな山々などの自然環境や金刀比羅神社・扇谷古墳などの歴史・文化にふれあえることが、本都市の特性であり魅力である。それらの自然環境や歴史資源の保全・活用を図り、広域観光やレクリエーションなどの交流機能の充実により、自然や歴史とふれあいができる都市を目指す。

2 区域区分の有無及び方針

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、その理由は次のとおり。

- ・人口、産業規模等の都市的集積度は小さく、また、市街地は区域内の各地に分散して形成されていることから、それぞれの地域の実情に応じた土地利用規制及び都市基盤整備が必要である。
- ・市街地周辺部の農地及び山林等の良好な自然環境については、関係法令との適正な連携により保全を図る。

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

業務地

杉谷地区及び峰山駅周辺を本区域における中心業務地とし、官公庁施設及び一般業務施設の集積を図る。

商業地

既成市街地の商店街及び国道312号沿いをそれぞれ魅力ある中心商業地として広域商業機能の充実を図る。

工業地

赤坂工業団地は、付近の自然環境を保全しつつ、活力のある生産活動の推進力として発展を図る。

住宅地

杉谷地区、長岡地区及び新町地区などに住宅地の配置を図る。

(2) 特に配慮すべき土地利用の方針

居住環境の改善又は維持に関する方針

公共施設の整備が必要な木造建物密集地域については、道路・公園等の整備を推進し、防災性能の向上をはじめとする居住環境の改善を図る。

優良な農地との健全な調和に関する方針

内記地区又は五箇地区などの、農業振興地域として種々の農業投資が行われており、これらの集团的優良農地等は、今後ともその保全に努める。また、農業基盤整備の推進を図る。

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

竹野川沿川に広がる農地を、防災上の観点から保全し、また、五箇地区周辺の山地は保水機能を有する緑地として山林管理に努め、開発を抑制するなど防災的見地からその保全に努める。

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地の背景となる権現山、磯砂山、来迎山等の樹林地や都市内のランドマークとなる樹林地等、都市の環境を保全し、うるおいのある都市景観を構成するみどりについて、地域制緑地の指定等による保全を検討する。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

基本方針

地域資源を活かした個性ある都市や自然や歴史にふれあいができる都市を目指して、自然、文化、観光拠点へのアクセス道路として国道312号等の整備を進める。中心市街地の賑わいと活力ある都市を目指して、鳥取豊岡宮津自動車道の整備を推進し、京阪神大都市圏や周辺地域との交流を促進するとともに、鉄道駅等と各拠点施設との歩行者、自転車のネットワークの強化を図る。

また、道路の整備に当たっては、道路が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち幹線街路（10.1km）について、
現況（平成12年） 整備済み延長 3.1km 整備率 31%であるが、
平成27年には、約35%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
整備率	31%	約35%

整備方針

ア 道路

広域幹線道路の整備推進（鳥取豊岡宮津自動車道）

主な幹線道路としては、国道312号、国道482号の整備促進を図る。

イ 鉄道

北近畿タンゴ鉄道については、関係市町との連携により利用促進に努めるとともに、施設の近代化の促進を図る。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
道路事業 又は 街路事業	国道312号 国道482号

(2) 下水道

基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、峰山・大宮公共下水道計画に基づき下水道の整備を図る。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、集落排水施設や浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

整備水準の目標

排水区域約482ha、計画汚水量約9,470m³/日（日最大）を目途に整備を進め、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図る。

汚水処理に係る整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
普及率	0%	100%

*普及率：下水道整備区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

整備方針

峰山・大宮浄化センターの整備と公共下水道の計画処理区域内の早期整備を目指す。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所	
下水道（汚水）	公共下水道事業	峰山町	峰山・大宮処理区

（3）河川

基本方針

災害に強いまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水防止を基本に都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。併せて、河川環境の整備と保全に努める。

整備水準の目標

時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを目標に、既成市街地及び既存集落の浸水防止上、重要な河川を中心に整備を図るとともに、河川改修に合わせた流出抑制対策を講じる。また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

整備方針

本区域は、竹野川が地区の東部を流下しており、地区内の河川がこれに流入している。河川改修については河道整備の促進を図るとともに流域のもつ保水機能の維持、確保を図り、総合的な治水対策を進める。また、水辺は貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えると同時に、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて貴重な役割を果たしているため、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を進める。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種 別	事 業 名	事 業 箇 所
河 川	河川改修事業	二級河川 竹野川

（４）その他の都市施設

基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりをめざし、都市機能の円滑な更新と自然・生活環境の保全・整備を図る。総量規制的発想に立った、ごみ減量目標の設定とその目標達成に向け、住民や事業者との連携の下、ごみの減量・リサイクルを推進することを基本に、将来の適正なごみ処理量に対応する施設整備を、適正配置や道路状況等を総合的に考慮して推進する。

また、本格的な高齢社会を迎える中で、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、保健・医療・福祉施設を適正に配置しつつ文化・スポーツ施設を整備するとともに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるような生活関連公共・公益施設の整備を推進する。

本地区内の将来の人口分布、市街地形態に即した公共施設の長期的配置計画を基本とし、今後の市街化動向に応じつつバランスのとれた施設整備を図る。

整備方針

ア ごみ処理施設

現在ある清掃工場について、リサイクル・環境負荷の少ない処理方式等の機能の維持・増進を図りつつ、処理の広域化を課題とした検討を行う。

イ 学校

市街地開発の進行を見据える中、少子化社会における教育施設の在り方について、統廃合も視野にいた、その方向性の検討を行うとともに、高齢化社会に対応した教育施設の多目的な利用を検討する。

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は、近年の地場産業の低迷及び少子・高齢化社会による、人口減少及び就業先の減少により都市の活力が低下する中、中心市街地の活性化及び丹後地域の中心都市として都市基盤整備の推進に努める。また、幹線道路沿いについても、地区計画等による適正な土地利用の転換を図る。

(2) 整備方針

市街化進行地域

国道312号沿道において、地区計画等の活用による適正な土地利用の転換を図るとともに、その周辺地域についても、車社会に対応した農住一体の良好な住宅環境の整備を図る。

既成市街地

空洞化が進行している旧市街地の商業地域及び老朽木造住宅が密集し公共施設の整備が必要な地域について、地区計画の活用や道路・公園等の公共施設の整備を推進し、中心市街地の活性化、都市の再構築を図ることにより、安全で安心な商・住環境の整備・誘導を推進する。

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、古い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢化問題への対応といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水とみどりの保全と創出によるうるおいあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「拠点都市におけるみどり豊かな都市環境の形成」を目指して水とみどりの施策を推進する。

緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (平成27年)	都市計画区域面積に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合
	約1,750ha	約26%

都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成12年実績	平成27年整備目標
都市計画区域人口	約9.4m ² /人	約24.8m ² /人
1人当たり整備面積	(約9.4m ² /人)	(約24.8m ² /人)

* () は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。

市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。

スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる公園等を整備する。

自然歩道や自転車道のネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

うるおいのある風景を形成する森林や河川等水とみどりの自然景観を保全する。

市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。

鎮守の森や銘木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。

都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。

公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

水とみどりの骨格となる、森林、河川等、多様な自然環境の保全を図る。

貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。

市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。

市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。

森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ 暮らしを守るみどりの保全と創出

地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。

公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強い街づくりを進める。

市街地、集落周辺の急斜面の樹林地など防砂に資するみどりの保全を図る。

市街地内の河川、樹林地や市街地周辺の河畔林等、都市の気象の緩和に資する水とみどりを保全する。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。

渓谷や清流、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。

新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。

- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

公園緑地の配置方針の概要

種類	種別	配置方針の概要
住区基幹公園	地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように約2haの整備を図る。
都市基幹公園	総合公園	既設公園の再整備を図るとともに、約17haの整備を図る。

地域制緑地の指定方針の概要

地区の種類	指定方針の概要
その他	市街地を囲む周辺の山並みが構成する自然風景について自然風景保全地区等により、積極的に保全を図る。

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

種別	名称等
施設緑地	都市基幹公園 峰山途中ヶ丘公園